

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇ 歯列矯正費用は医療費控除の対象？

Q：歯並びが悪く、歯列矯正しています。この歯列矯正の費用は医療費控除の対象になるのでしょうか。

A：歯列矯正を受ける人の年齢や矯正の目的などからみて、歯列矯正が必要である場合には、医療費控除の対象になります。

【解説】

歯列矯正の費用は、そのすべてが医療費控除の対象になるわけではありません。「身体の構造又は機能の欠陥を是正するため」という条件が必要です。

歯列矯正は、子供の歯が発育段階のときに診療又は治療するのが現在の歯列矯正を行う歯科医師の通例であり、発育段階にある子供の成長を阻害しないようにするために行う不正咬合の改善のための歯列矯正のように、歯列矯正を受ける人の年齢や矯正の目的などからみて社会通念上歯列矯正が必要と認められる場合の費用は、医療費控除の対象となります。

しかし、同じ歯列矯正の費用でも、いわゆる美容整形のために行ったものは医療費控除の対象にはなりません。本来の歯列矯正とはぜんぜん目的が違うためです。歯の発育、成長は、一般に20才ぐらいまでといわれていますので、成人後の歯列矯正の費用は、問題になるでしょう。

